

鳥取県中部総合事務所敷地内キッチンカー出店募集要項

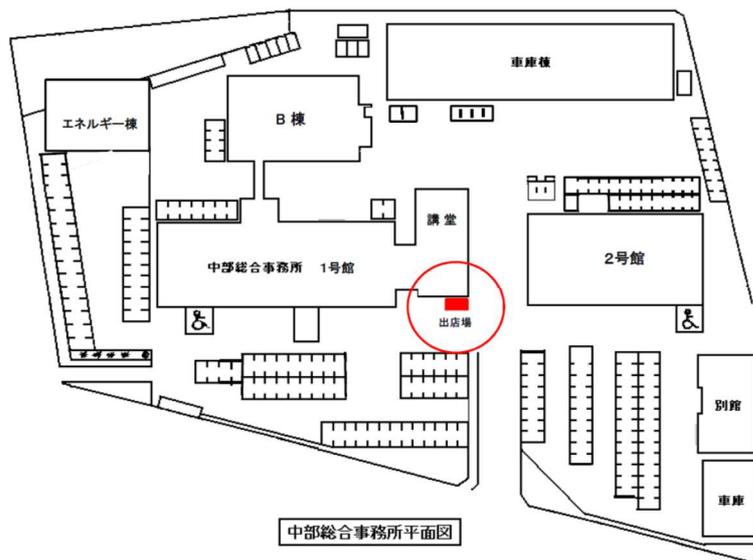
1 目的

この要項は、鳥取県中部総合事務所敷地内の一部スペース（指定場所）を使用し、自動車営業（いわゆるキッチンカー）により飲食物（昼食）販売を行う事業者を募集するにあたり、必要な手続き等について定める。

2 概要

(1) 場所及び面積

倉吉市東巖城町2番地 鳥取県中部総合事務所敷地内 1区画 15㎡（全長5m×幅3m）



(2) 利用対象者

鳥取県中部総合事務所及び入居団体の職員、来庁者等

(3) 出店形態

販売物は、利用対象者のための昼食・飲料（酒類を除く）とし、食品衛生法に基づく営業許可（自動車営業）による販売とする。

※鳥取県中部総合事務所の電気設備や水道設備等の利用は認めない。

(4) 出店できる期間等

期 間	曜 日	時 間
第1期（令和7年4月～ 令和7年9月）	水曜日又は金曜日 （原則としていずれか の曜日に限る）	午前11時30分から午後1時30分まで ただし、販売時間は正午から午後1時 までとする。
第2期（令和7年10月～ 令和8年3月）		

※ 祝日・年末年始など閉庁日を除く

※ 公用又は公共用に供するため出店不可とする場合がある

(5) 使用料

ア 使用料は、鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号）に基づき算定した

金額によるものとする。※1日あたり54円

イ 使用料は、出店可能日数に応じて算定するものとする。

ウ 出店者の判断により出店を中止した場合の使用料は還付しない。

エ 使用料は、別途発行する納入通知書により、指定する期限までに納付すること。

3 応募資格

次の要件を全て満たしていること。

ア 食品衛生法に基づき必要な営業許可（自動車営業）を取得している者。

イ 鳥取県中部総合事務所管内（倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町）に、個人の場合は住所、法人の場合は主たる事業所を有する者。

4 応募手続

(1) 応募方法

以下の書類を、持参の場合は別途指定する受付期間の午前9時から午後5時までに、郵送の場合は別途指定する受付期間末日の午後5時必着で、(2)の場所に提出すること。

ア 自動車営業(キッチンカー出店)申込書

イ 営業許可証(自動車営業)の写し

ウ 使用する車両の自動車検査証(車検証)の写し

(2) 提出先

郵便番号 682-0802

鳥取県倉吉市東巖城町2番地 鳥取県中部総合事務所県民福祉局 会計総務課

電話(0858)23-3339

5 出店の決定

(1) 応募内容を確認の上、出店希望内容が重複する場合は抽選により出店者を決定する。ただし、出店機会を広く提供する観点及び販売種類の多様化による利便性向上の観点から、必要な範囲で調整を行うことがある。

(2) 抽選となった場合は、別途、対象者に抽選日時及び場所を連絡する。

なお、抽選は鳥取県中部総合事務所職員に委任することもできる。

(3) 出店が決定した者は、指定された日までに「行政財産使用許可申請書」及び「物品販売行為にかかる許可申請書」を4(2)の場所に提出すること。

6 注意事項

(1) 食品衛生法その他関係法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すこと。

(2) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる行為ではないこと。

(4) 使用する場所は、常に善良な管理者の注意をもって使用し、目的以外の用に供しないこと。

また、他の者に使用させないこと。

- (5) 出店者は、店頭に専用のゴミ箱を設置し、購入者がゴミを容易に捨てられる環境を整えること。また、出店により発生した汚水・ゴミを持ち帰り、法令等に従って適切に処分すること。
- (6) 来庁者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。
- (7) 庁舎内及び庁舎敷地内での客引き、宣伝は行わないこと。
- (8) 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。
- (9) 出店による事故等については出店者の責任において対処すること。
- (10) 出店を中止する場合は、出店当日の午前9時までに4の(2)の場所に連絡すること。

7 問合せ先

- (1) 営業許可(自動車営業)に関すること
鳥取県中部総合事務所倉吉保健所生活安全課食品担当 電話(0858)23-3117
- (2) 出店・応募手続きに関すること
鳥取県中部総合事務所県民福祉局会計総務課庁舎管理担当 電話(0858)23-3988